

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和25年11月7日、資格喪失日は26年5月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月7日から26年5月28日まで
私は、B社に勤務する前は、義理の兄が経営していたA社に勤務していたが、年金記録が抜けているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に勤務した経緯についての供述は具体的であり、勤務していた当時の状況を詳細に記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「A社には、次の勤務先であるB社に入社する直前の昭和26年5月下旬まで勤務していた。」と供述しているところ、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和26年5月30日であることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和25年11月7日と記録され、資格喪失日の記録が無い申立人のオンライン記録が確認でき、この記録は申立人の基礎年金番号に未統合となっている上、当該オンライン記録の被保険者記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、A社に係る申立人の被保険者の資格取得日が同年11月7日と記載され、資格喪失日が記載されていない被保険者記録が確認できる。

加えて、申立人及び申立人と同様に、厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に資格喪失日が記載されていない同僚一人に

については、当該被保険者台帳においては昭和 26 年度から 29 年度までの期間及び当該被保険者名簿においては 26 年度から 30 年度までの期間に係る事業主からの届出がなかったために、標準報酬月額が職権により改定されたことがうかがえる定時決定の記録が確認できる。

また、法人登記簿によると、A社は昭和 26 年 6 月 30 日に解散しており、同社に係る被保険者名簿において申立人の義理の兄である事業主及び取締役一人の資格喪失日は同年 5 月 28 日になっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における資格取得日は昭和 25 年 11 月 7 日、資格喪失日は、26 年 5 月 28 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿及び被保険者台帳に記載されている標準報酬月額の記録から、4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から48年3月まで

20歳になった昭和47年*月に、母が私の国民年金の加入手続を行い、自治会の集金時に保険料を納付してくれていたと思う。この度の「ねんきん定期便」の送付により、申立期間の納付記録が無いことを知ったが、同年6月及び同年7月の保険料を納付しておきながら、翌月の8月から48年3月まで保険料を未納のまま放置していたとの国の記録は、不自然であり信じられないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和47年6月及び同年7月の国民年金保険料を納付しておきながら、同年8月から48年3月まで保険料を未納のまま放置していたとの国の記録は、不自然であり信じられない。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年6月に払い出され、20歳の誕生日の前日まで遡って被保険者資格を取得したことが確認できるところ、47年6月及び同年7月の保険料の納付記録については、申立人が48年10月1日付けで厚生年金保険に加入したことに伴い重複納付となった同年10月及び同年11月の国民年金保険料が充当処理されたものであることが申立人の国民年金被保険者台帳により確認できる上、当該払出時点においては、昭和47年度の保険料は過年度保険料となり、自治会を通じて納付することはできなかつたものと考えられるなど申立内容とは符合しない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行うも、現在判明している国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当

たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親も既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明であるほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から61年3月まで

A町から国民年金保険料を納付するよう通知が来たため、役場や銀行で私が納付したにもかかわらず、納付済みとなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金手帳1冊及び年金手帳2冊を所持しており、いずれの手帳においても国民年金の任意加入被保険者の資格を昭和53年4月1日に喪失していることが確認でき、さらに、年金手帳(2冊)において61年4月1日に強制加入被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、年金手帳のうちの1冊には「再交付 61. 5. 15」の記載があり、年金手帳の再交付には、原則として本人の申請手続が必要であることから、昭和61年4月1日に強制加入被保険者資格を取得するに当たり、申立人は、それ以前が未加入期間であったことを認識していたものと考えられる。

さらに、A町の国民年金被保険者名簿においても、申立期間は未加入期間であることが確認できる。

加えて、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。